

福祉都市委員会報告資料

ページ

- | | | |
|--|------|---|
| 1. 福岡市ホームレス自立支援実施計画（第5次）（案）に係るパブリック・コメントの実施について | … | 1 |
| 報告関係付属資料 | | |
| ・ 福岡市ホームレス自立支援実施計画（第5次）（原案） | 別冊 1 | |
| 2. 第7期福岡市障がい福祉計画及び第3期福岡市障がい児福祉計画（原案）に係るパブリック・コメントの実施について | … | 3 |
| 報告関係付属資料 | | |
| ・ 第7期福岡市障がい福祉計画及び第3期福岡市障がい児福祉計画（原案） | 別冊 2 | |
| 3. 庁用自動車による事故報告について（第一報） | … | 5 |

福祉局

1. 福岡市ホームレス自立支援実施計画（第5次）（原案）に係るパブリック・コメントの実施について

（1）意見募集の趣旨

「福岡市ホームレス自立支援実施計画（第5次）」は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づき、国の定める基本方針に即し、本市の実情に応じた自立支援施策によりホームレス問題の解決を図るもので、令和6年度から令和10年度を計画期間として策定を進めている。

今回、計画のパブリック・コメント案をとりまとめたため、福岡市情報公開条例及び福岡市パブリック・コメント手続要綱に基づき、市民の意見を募集する。

（2）実施要領

①意見募集期間

令和5年10月2日（月）～令和5年10月31日（火）

②閲覧・配布場所

以下の場所で閲覧・配布するとともに、本市ホームページに掲載する。

＜閲覧・配布場所＞

生活自立支援課（市役所12階）、情報公開室（同2階）、情報プラザ（同1階）、各区情報コーナー、各出張所、市民相談窓口（博多区保護第3課、生活自立支援センター） など

③募集方法

FAX、郵送、市窓口への持参、ホームページの回答専用フォームへの入力、電子メール

④広報

市政だより10月1日号及び本市ホームページへ掲載

（3）策定スケジュール（予定）

時期	内容
令和5年5月	第1回福岡市ホームレス自立支援推進協議会
8月	第2回福岡市ホームレス自立支援推進協議会 福岡市ホームレス対策連絡会議幹事会
9月	福祉都市委員会報告
10月	パブリック・コメント実施
11月	第3回福岡市ホームレス自立支援推進協議会
令和6年1月	福岡市ホームレス自立支援実施計画（第5次）策定
2月	議会報告

第5次福岡市ホームレス自立支援実施計画（原案）の概要

- ・本計画は、ホームレスからの自立等を支援するため、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年8月施行）に基づき、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（令和5年7月告示）に即して策定した本市における実施計画であり、本市の実情に応じた自立支援施策により、ホームレスやホームレスになるおそれのある人の問題解決を図ることを目指す。
- ・計画期間は、令和6年4月から令和11年3月の5年間とする。ただし、当該期間中に法が失効した場合にはこの限りではない。

ホームレス・不安定居住者の現状等

◆本市の現状◆

【ホームレス数】※目視による概数調査/いずれも1月（単位：人）

調査時点	平成20年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計	969	168	184	193	182	144

※ピーク時（平成21年1月）と比較して、6分の1以下まで減少している。

【ホームレス・不安定居住者の生活保護開始状況】（単位：件）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開始件数	429	404	399	460	515

【博多区保護第3課への相談時の居場所】（単位：人）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ネットカフェ・ホテル	114	104	160	174	194
自宅・知人宅	114	71	69	72	143
刑務所・更生保護施設等	92	43	35	21	47
病院・福祉施設等	12	10	6	14	14
車上		23	18	20	39
会社寮		9	6	8	16
公園・道路等	140	205	220	206	113
不明	27	17	19	12	0
計	487	490	537	519	566

【生活自立支援センターへの不安定居住者の相談件数】（単位：件）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	92	86	85	102	120

- ◆分析と課題◆
- （1）路上生活を送るホームレスについて
- ・概数調査で目視確認されたホームレスは減少傾向にあるが、高齢化が進んでいる。路上生活期間は長期と短期で二極化しており、長期化したホームレスは、自立の意欲が低い傾向である。
 - ・路上生活が長期化する前に、できるだけ早期に支援を行い、自立に繋げる必要がある。
- （2）不安定居住者や路上生活を経ない相談者について
- ・定まった住居を喪失し、ネットカフェや知人宅等で生活する不安定居住者からの相談・保護申請が増加している。
 - ・早期に把握し支援に繋ぐことで、路上生活化を予防するとともに、施設入所せずに直接居宅設定する人の増加も見られ、居宅生活を安定して継続するための支援が必要である。

「福岡市ホームレス自立支援実施計画（第4次）」の実績と評価

巡回相談のきめ細やかな実施や特色を活かした自立支援施設の運営により、路上生活を送るホームレス数はピーク時より大幅に減少し、これまでの支援が一定の成果を上げている。一方で、不安定居住者の増加への対応や再ホームレス化を防ぐための支援の充実が必要であり、関係機関や民間団体・地域との連携を深めながら対応していく必要がある。

【巡回相談・アフターケア事業の実績】（単位：件）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
巡回相談件数	7,914	8,665	9,979	8,879	6,977
アフターケア件数	1,560	1,440	1,454	1,286	1,012

【ホームレス自立支援施設の総入所者数】（単位：人）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総入所者数	279	297	235	229	243

※総入所者数は施設間の重複あり。

第5次計画における取組方針と本市の取組み

第4次計画の内容を踏襲しつつ、増加する不安定居住者等への支援策を充実・強化することし、次の4点を取組方針として具体的な取組みを実施する。

1 路上生活を送るホームレスの支援について、第4次計画を継承し着実に支援を推進する

4つの施設運営や巡回相談・アフターケア事業を中心とした施策を継続し、粘り強く着実に支援を行っていく。

◆具体的な取組み

- （1）巡回相談事業の充実
- （2）新たにホームレスとなごとの防止
- （3）特色を活かした自立支援施設の運営
- （4）自立支援施設入所者の特性に沿った支援
- （5）安定した生活の場を確保するための支援
- （6）適正や経験に応じた支援、就労と福祉施策を組み合わせた支援

2 不安定居住者の早期把握に努め、速やかに支援に繋ぐことにより、ホームレス状態に陥ることを予防する

不安定居住者の早期把握や生活自立支援センターの広報に努めるとともに、特に若い世代が困窮者支援情報をキャッチしやすく、相談しやすい環境づくりに取り組み、ホームレス状態に陥ることを防ぐ。

◆具体的な取組み

- （1）生活自立支援センターと地域の関係機関等との連携強化
- （2）生活自立支援センターと同居家族や支援者とのつながりの構築
- （3）生活自立支援センター等の広報周知と新たな相談手段の検討
- （4）制度のばざまにある住居喪失者への迅速な支援

3 自立後における居宅生活の安定に向けて、適切な支援を継続実施していく

地域で安定した生活を送り、再度ホームレス状態に戻らないために、アフターケア事業による訪問面談等を通じて、地域における自立した生活の継続を支援していく。

◆具体的な取組み

- （1）安定した居宅生活を継続していくための準備
- （2）アフターケア事業の充実
- （3）家庭や職場、地域とのつながりの構築

4 関係機関・民間団体との連携や保健・医療の確保、人権擁護の取組みや生活環境の改善など、様々な観点から、ホームレスの自立に関する総合的な支援を実施していく

様々な観点から、ホームレスや不安定居住者の自立に向け、総合的な施策の推進や取組みを実施する。

◆具体的な取組み

- （1）生活保護法による適正な保護の実施
- （2）民間団体や専門機関等との連携
- （3）保健及び医療の確保
- （4）人権擁護・啓発活動の推進
- （5）地域における生活環境の改善

2. 第7期福岡市障がい福祉計画及び第3期福岡市障がい児福祉計画（原案）に係るパブリック・コメントの実施について

（1）意見募集の趣旨

「第7期福岡市障がい福祉計画」及び「第3期福岡市障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、国の定める基本指針に即し、障がい福祉サービス等に関する数値目標やサービスの見込量等を定めるもので、令和6年度から令和8年度を計画期間として策定を進めている。

今回、計画のパブリック・コメント案をとりまとめたため、福岡市情報公開条例及び福岡市パブリック・コメント手続要綱に基づき、市民の意見を募集する。

（2）実施要領

①意見募集期間

令和5年11月1日（水）～令和5年11月30日（木）

②閲覧・配布場所

以下の場所で閲覧・配布するとともに、本市ホームページに掲載する。

＜閲覧・配布場所＞

障がい企画課（市役所12階）、こども発達支援課（同13階）、情報公開室（同2階）、情報プラザ（同1階）、各区情報コーナー、各区福祉・介護保険課、各区健康課、各出張所、市内相談窓口（心身障がい福祉センター、西部療育センター、東部療育センター、精神保健福祉センター等） など

③募集方法

FAX、郵送、市窓口への持参、ホームページの回答専用フォームへの入力、電子メール

④広報

市政だより11月1日号及び本市ホームページへ掲載

（3）策定スケジュール（予定）

時期	内容
令和5年5月	福岡市長から福岡市保健福祉審議会へ諮問
7月	第1回障がい者保健福祉専門分科会（素案審議）
8月	第2回障がい者保健福祉専門分科会（原案審議）
9月	福祉都市委員会報告（障がい児福祉計画に関する項目については、こども未来局が教育こども委員会に報告）
11月	パブリック・コメント実施
令和6年1～2月	第3回障がい者保健福祉専門分科会（答申案審議）及び答申
3月	第7期福岡市障がい福祉計画及び第3期福岡市障がい児福祉計画策定
6月	議会報告

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画(原案)の概要

基本指針(こども家庭庁・厚生労働省告示)

- 「基本指針」とは、都道府県及び市町村の障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの(令和5年5月告示)
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定する(計画期間:令和6～8年度)

基本指針に即して福岡市における成果指標等を設定

成果指標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
 - ①地域生活への移行者数 74人(R6～R8年度の累計数)(R3、4年度累計実績41人)
(考え方) 国指針を踏まえ、R4年度末の施設入所者数の6%を設定
 - ②施設入所者の減少数 数値目標は設定しない
(考え方) 施設入所者は地域生活への移行等による退所者が見込まれる一方で、新たな入所も見込まれるため
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(R4年度末実績1,957人)
精神病床における1年以上の長期入院患者数 下記の考え方に基づき設定
(考え方) 福岡県障がい福祉計画において設定する目標値の18.9%(福岡市の長期入院患者割合)を設定。年齢階級別(65歳以上、65歳未満)においても県の目標値を基に設定。
- (3) 地域生活支援の充実
 - ①地域生活支援拠点等が有する機能の充実 1回以上実施(R4年度実績3回)
(考え方) 国指針を踏まえ、運用状況の検証及び検討する会議を年1回以上を設定
 - ②強度行動障がい者への支援体制の充実 整備済(継続)【新規】
(考え方) 国指針を踏まえ、「福岡市強度行動障がい者支援調査研究会」及び支援拠点施設を中心に支援(R4年度末実績 整備済)
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
 - ①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 609人(R4年度末実績533人)
(考え方) 国指針を踏まえ、R3年度実績の1.23倍を設定
 - ②就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及びB型事業の一般就労への移行者数
ア 就労移行支援事業 465人(R4年度末実績397人)
(考え方) 国指針を踏まえ、R3年度実績の1.31倍を設定
イ A型 107人 B型 28人(R4年度末実績 A型58人 B型39人)
(考え方) 国指針を踏まえ、R3年度実績を踏まえ設定(A型1.29倍、B型1.28倍)
 - ③就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 55%【新規】(R4年度末実績55%)
(考え方) 国指針及び福岡市の実績を踏まえ設定
 - ④就労定着支援事業の利用者数等
ア 利用者数 312人(R4年度末実績235人)
(考え方) 国指針を踏まえ、R3年度実績の1.41倍を設定
イ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所割合 25%
(考え方) 国指針及び福岡市の実績を踏まえ設定(R4年度末実績20.7%)

- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
 - ①障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築
ア 児童発達支援センターの設置 13か所(R4年度末実績13か所)
イ 児童発達支援事業所(重心事業所等除く)の設置 29か所【新規】(R4年度末実績2か所)
ウ 保育所等訪問支援を実施できる事業所数 28か所(R4年度末実績24か所)
(考え方) 国指針及び福岡市の実績を踏まえ設定
 - ②重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について
ア 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数 15か所(R4年度末実績12か所)
イ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数 23か所
(考え方) 国指針及び福岡市の実績を踏まえ設定(R4年度末実績20か所)
 - ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場 設置(継続)(R4年度末実績 設置済)
(考え方) 「福岡市医療的ケア児関係機関連絡会議」を設置し、関係機関等の情報交換等を実施
 - ④医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置 1人(R4年度末実績1人)
(考え方) 国指針及び福岡市の実績を踏まえ設定
 - ⑤障がい児入所施設からの円滑な移行調整の協議の場 設置(継続)【新規】
(考え方) 移行調整について、関係機関との協議を行う(R4年度末実績 設置済)
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
 - ①区障がい者基幹相談支援センターが地域の相談事業者等へ専門的指導・助言・連携強化の取組みを行った件数 750件(R4年度実績704件)
(考え方) 国指針及び福岡市の実績を踏まえ設定
 - ②個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等 整備済(継続)【新規】
(考え方) 区部会において、個別事例の検討を通じて、地域サービス基盤の開発・改善を行う(R4年度末実績 整備済)
- (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制構築
 - ①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 活用する(R4年度実績 活用した)
(考え方) 国指針を踏まえ設定 福岡県が実施する研修を活用する
 - ②障がい者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有 共有する
(考え方) 国指針を踏まえ設定 関係自治体及び事業所と共有する(R4年度実績 共有した)
共有する(R4年度実績 共有した)
 - ③指導監査結果の関係市町村との共有 共有する
(考え方) 国指針を踏まえ設定 関係自治体と共有し、事業所の適切な指導を行う

3. 庁用自動車による事故報告について（第一報）

（様式 1）

事 故 報 告 書（ 第 一 報 ）

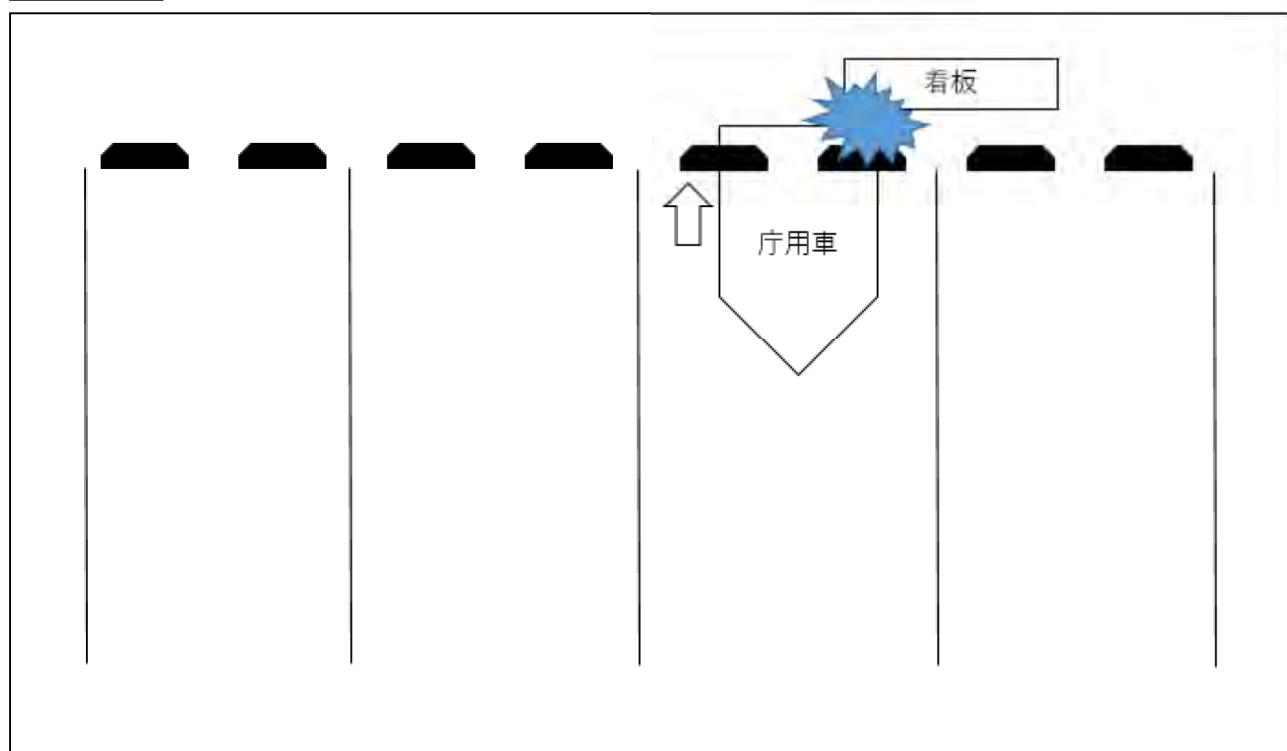
事故発生日時	令和5年9月12日（火曜日） 午前10時19分頃 天候：晴れ		
事故発生場所	福岡市南区日佐二丁目9番 マイガレージパーキング		
相手方	住 所	(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる おそれのある情報については、掲載していません。	
	氏 名		
事故の概要	令和5年9月12日午前10時19分頃、南区保健福祉センター保護 第1課の職員が、家庭訪問のため、同区総務部総務課所管の庁用自動車 にて南区日佐二丁目9番のコインパーキングに駐車するために当該車両 を後退させた際、傾斜があったためアクセルを踏み込んだところ急加速 し、車止めブロックを乗り越え、当該車両左後方部が駐車場設置の看板 に接触し、損害を与えたもの。		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	駐車場看板の損傷
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	リヤバンパー、バックドア及びリヤコンビネーションランプの損傷
過失割合及び損害賠償額は現在交渉中、確定後議会へ報告			

事後現場見取り図

位置図



現場の状況



事故現場写真



損傷箇所写真（相手方）



損傷箇所写真（市側）

